

6. 騒音・振動・悪臭関係資料

表6-1 一般地域に係る騒音の環境基準(等価騒音レベル)

地域の類型	時間の区分		当該地域
	昼間	夜間	
A A	50デシベル 以下	40デシベル 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	55デシベル 以下	45デシベル 以下	専ら住居の用に供される地域
B	55デシベル 以下	45デシベル 以下	主として住居の用に供される地域
C	60デシベル 以下	50デシベル 以下	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(注) 1 地域類型の区分は、概ね、次のとおりである。

A : 都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域

B : 都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域

C : 都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域

2 時間の区分は、昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までをいう。

表6-2-1 道路に面する地域に係る騒音の環境基準(等価騒音レベル)

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル 以下	55デシベル 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域およびC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下

(注) 1 A A地域およびA地域の1車線道路に面する地域については、本来道路騒音による影響を受けるべきではないとの考え方から、一般地域に係る環境基準値がそのまま適用される。

2 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

<幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例>(等価騒音レベル)

昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

(注) 1 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間:45デシベル以下、夜間:40デシベル以下)によることができる。

2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、県道および4車線以上の市町村道をいう。

3 近接する空間とは、道路端からの距離が、2車線以下の道路にあっては15メートル、2車線を超える道路にあっては20メートルまでをいう。

4 時間の区分は、一般地域に係る環境基準と同様である。

表6-2-2 自動車交通騒音常時監視結果(平成14年度)

No.	路線名	評価区間	騒音測定地点	測定開始日時	騒音測定結果 Leq(dB)		車線数	評価区間 距離(km)	住居等戸 数(戸)	環境基準達成戸数(戸)			環境基準達成率(%)			
					昼(dB)	夜(dB)				昼間	夜間	昼間・ 夜間	昼間	夜間	昼間・ 夜間	
1	国道8号線	敦賀市白銀町～ 敦賀市岡山1丁目	敦賀市 東洋1-1	H14.10.24(木) 15:00～	69	64	2	1.7	154	154	154	154	100.0	100.0	100.0	
2	県道 松島若葉線	敦賀市松島町～ 敦賀市若葉町	敦賀市 松葉1-1	H14.10.24(木) 15:00～	65	59	2	1.6	285	285	285	285	100.0	100.0	100.0	
3	国道8号線	武生市庄田町～ 武生市行松町	武生市 小野谷21-3	H14.10.17(木) 11:00～	71	71	4	2.8	26	26	11	11	100.0	42.3	42.3	
4	国道27号線	小浜市和久里町～ 小浜市青井町	小浜市 伏原30-33-6	H14.12.24(火) 12:00～	71	70	2	2.5	149	108	105	105	72.5	70.5	70.5	
5	県道 鯖江清水線	鯖江市神中町2丁目～ 鯖江市神明3丁目	鯖江市 神中町2丁目	H14.10.16(水) 10:00～	60	53	6	0.9	102	102	102	102	100.0	100.0	100.0	
6	県道 福井金津線	金津町馬場～ 金津町花乃杜	金津町 馬場5-4-1	H14.10.10(木) 10:00～	69	63	2	1.3	42	42	42	42	100.0	100.0	100.0	
7	県道 芦原丸岡線	金津町春宮3丁目～ 金津町市姫5丁目	金津町 市姫3-1-1	H14.11.07(木) 00:00～	62	55	2	1.2	196	196	196	196	100.0	100.0	100.0	
8	国道27号線	高浜町宮崎～ 高浜町鐘寄	高浜町 宮崎86-16-1	H14.12.24(火) 12:00～	72	72	2	1.2	63	49	33	33	77.8	52.4	52.4	
評価範囲全体		6路線8区間	全体 評価範囲全体(近接空間+非近接空間)					13.2	1,017	962	928	928	94.6	91.2	91.2	
			近接空間 道路端から15m(2車線以下)または20m(2車線超)の範囲						486	437	430	430	89.9	88.5	88.5	
			非近接空間 50mの評価範囲のうち近接空間以外の場所						531	525	498	498	98.9	93.8	93.8	

表6-3 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル）

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
a 区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) (区域の区分) a:都市計画法に基づく第一種、第二種低層住居専用地域および第一種、第二種中高層住居専用地域

b:都市計画法に基づく第一種、第二種住居地域および準住居地域

c:都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域、準工業地域および工業地域

(時間の区分)一般地域に係る環境基準と同様

<幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例>（等価騒音レベル）

昼 間	夜 間
75 デシベル以下	70 デシベル以下

表6-4 道路交通振動の要請限度

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第 1 種 区 域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種 区 域	70 デシベル	65 デシベル

(注) (区域の区分) 第1種区域:騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域および第2種区域

第2種区域:騒音規制法に基づく規制地域の区分の第3種区域および第4種区域

(時間の区分) 昼間:午前6時から午後10時まで、夜間:午後10時から翌日の午前6時まで

(その他の)学校・病院等、特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は当該値から5デシベル減じた値とする。

表6-5-1 特定工場等から発生する騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
第1種区域	45デシベル	50デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル

(注) (区域の区分) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域。（都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。）

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。（都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。）

第3種区域：住居の用にあわせて、商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域。

第4種区域：主として工業等の用に供されている地域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域。（都市計画法に基づく工業地域。）

(時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで、昼間：午前8時から午後7時まで

夕：午後7時から午後10時まで、夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(その他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5ポンを減じた値とする。

表6-5-2 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準の制限

特 定 建 設 作 業 種 類	種類に対する規制基準					備考		
	騒 大 き さ	夜 間 又 は 深 夜 作 業 止 止	1 日 の 制 限	作 業 時 間 の 制 限	日 曜 日 、 そ の 他 の 休 日 の 作 業 禁 止			
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午後7時 まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他 の 休 日	もんけん、圧入式くい打くい抜機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。		
びょう打機を使用する作業								
さく岩機を使用する作業						作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。		
空気圧縮機を使用する作業						電動機以外の原動機を用いるものであって、その定格出力が15kW以上のものに限る。(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)		
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業		第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 まで	第2号区域 1日につき 14時間			混練機の混練量がコンクリートプラントは、0.45m ³ 以上、アスファルトプラントは、200kg以上のものに限る。(モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)		
バックホウを使用する作業						原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。		
トラクターショベルを使用する作業						原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。		
ブルドーザーを使用する作業						原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。		

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区並びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(工)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね、80m以内の区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

- (その他の)
- 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。
 - 2 6から8の作業にあっては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除く。

表6-6-1 県公害防止条例に定める特定工場に係る騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分			
	朝	昼間	夕	夜間
第1種区域	45デシベル	50デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	65デシベル	60デシベル	55デシベル
第4種区域	65デシベル	70デシベル	65デシベル	60デシベル
第5種区域	70デシベル	75デシベル	70デシベル	65デシベル
その他の区域	55デシベル	60デシベル	55デシベル	55デシベル

(注) (区域の区分) 第1種区域：都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域または第二種低層住居専用地域。

第2種区域：都市計画法に基づく第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域または準住居地域。

第3種区域：都市計画法に基づく近隣商業地域、商業地域または準工業地域。

第4種区域：都市計画法に基づく工業地域。

第5種区域：都市計画法に基づく工業専用地域。

その他の区域：上記に掲げる区域以外の区域。

(時間の区分) 朝：午前6時から午前8時まで 昼間：午前8時から午後7時まで

夕：午後7時から午後10時まで 夜間：午後10時から翌日の午前6時まで

(その他) 第2種区域、第3種区域および第4種区域内に所在する学校・保育所・病院・患者の収容施設を有する診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域の規制基準は、当該区域の区分に応じて定める値から5ポンを減じた値とする。

表6-6-2 県公害防止条例に定める深夜における騒音の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	午後11時から翌日午前0時まで	午前0時から午前5時まで
第1種、第2種区域	50デシベル	45デシベル
第3種区域	60デシベル	55デシベル
第4種区域、第5種区域 及びその他の区域	55デシベル	50デシベル

(注) 1 規制の対象は、「飲食店営業(風俗営業法で規制されているものを除く。)、「ボーリング営業」、「カラオケボックス営業」、「車両洗浄装置を使用したまたは使用させる営業」の4種

2 区域の区分は、特定工場に係る騒音の基準に同じ。

表6-7-1 特定工場から発生する振動の規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間：午前6時から午後10時まで	夜間：午後10時から翌朝6時まで
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(注) 区域の区分および時間の区分は、道路交通振動の要請限度に同じである。

表6-7-2 特定建設作業と規制基準

特定建設作業種類	種類に対する規制基準					備考
	振動の大きさ	夜間又は深夜作業の禁止	1日の制限	作業時間の制限	日曜日、その他の休日の作業禁止	
くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業						もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
鋼球を使用して建築物その他の中作物を破壊する作業						
舗装版破碎機を使用する作業	75デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午後7時 まで	第1号区域 1日につき 10時間	同一場所 において 連続 6日間	日曜日、 その他の 休日	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
ブレーカーを使用する作業		第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 まで	第2号区域 1日につき 14時間			手持式のものを除く、作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業限る。

(注) (区域の区分) 第1号区域：第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全区並びに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね、80m以内の区域。

第2号区域：第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

表6-8 騒音に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成15年3月31日現在)

施設種類	1項		2項		3項		4項		5項		7項		8項		9項		10項		11項		合計		
	金属加工機械	空気圧縮機 ・送風機	土石用破碎機 ・ふるい等	織機	建設用資材機	木材加工機械	抄紙機	印刷機械	射出機	樹脂成形機	成形機	铸造機	成型機										
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	
福井市	66	154	147	922	3	4	229	6,164	5	6	75	175	1	2	87	311	7	35	2	7	622	7,780	
敦賀市	24	101	26	86	0	0	1	50	3	6	15	37	1	1	14	87	1	28	0	0	85	396	
武生市	65	249	32	372	2	10	76	2,310	6	7	31	101	3	10	15	53	3	16	0	0	233	3,128	
小浜市	4	182	11	57	0	0	0	0	0	0	8	41	0	0	9	23	0	25	0	2	32	330	
大野市	1	1	2	22	0	0	15	964	0	0	25	38	0	0	4	16	0	0	0	0	47	1,041	
勝山市	0	0	16	82	2	6	85	4,622	0	0	6	30	0	0	3	15	1	1	0	0	113	4,756	
鯖江市	20	160	24	82	2	3	144	7,321	4	4	9	17	0	0	9	33	5	20	1	4	218	7,644	
松岡町	2	7	10	52	0	0	46	1,452	0	0	2	5	0	0	4	12	0	0	0	0	64	1,528	
三国町	0	0	0	0	0	0	4	211	0	0	5	17	0	0	4	21	0	0	0	0	13	249	
芦原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	2	7	
金津町	2	53	7	82	0	0	33	1,035	0	0	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	1,176
丸岡町	1	6	2	6	0	0	343	3,620	2	2	6	25	0	0	3	5	0	0	0	0	0	357	3,664
春江町	0	0	0	0	0	0	87	2,507	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	88	2,511
今立町	0	0	1	1	0	0	40	1,250	0	0	7	8	21	31	5	16	4	15	0	0	0	78	1,321
美浜町	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	11
高浜町	1	3	6	38	2	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	44
合計	186	916	285	1,803	11	25	1,103	31,506	21	26	195	510	26	44	160	603	21	140	3	13	2,011	35,586	

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表6-9 騒音に係る特定建設作業届出状況

(平成14年度)

施設種類	1項	2項	3項	4項	5項	6項	7項	8項	合計
	くい打機	びょう打機	さく岩機	空気圧縮機	コンクリートブレーバックホウ	トラクターショベル	ブルドーザー		
市町村名	する作業	する作業	する作業	する作業	て行う作業	する作業	する作業	する作業	する作業
敦賀市	5	0	1	0	0	4	0	0	10
武生市	0	0	0	0	0	1	0	0	1
大野市	1	0	0	0	0	1	0	0	2
三国町	0	0	0	0	0	1	0	0	1
丸岡町	1	0	0	0	0	5	0	2	8
高浜町	0	0	1	1	1	0	1	0	4
合計	7	0	2	1	1	12	1	2	26

(資料：環境政策課)

表6-10 振動に係る特定工場等実数および特定施設総数

(平成15年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		5 項		6 項		7 項		8 項		9 項		10 項		合 計		
	金 属 加 工 機 械	圧 縮 機	土 石 用 破 碎 機	織	機	コンクリートブロックマシン等	木 材 加 工 機 械	印 刷 機 械	ゴム練習等用機	合 成 树脂用機	成 出 形	樹 脂 用 機	鑄 型 造 型 機										
市町村名	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	工 場 数	施 設 数	
福井市	44	79	59	300	1	1	88	2,345	0	0	6	7	23	60	0	0	6	98	2	2	229	2,892	
敦賀市	18	98	15	27	0	0	1	48	2	4	3	3	6	36	0	0	1	28	0	0	46	244	
武生市	55	166	20	150	3	12	67	2,210	0	0	4	4	11	27	1	13	2	17	0	0	163	2,599	
小浜市	3	180	8	31	0	0	0	0	0	0	2	2	1	1	0	0	0	25	0	2	14	241	
大野市	0	0	1	21	0	0	15	964	0	0	2	2	2	11	0	0	0	0	1	1	21	999	
勝山市	1	2	2	26	2	34	68	4,330	0	0	2	3	0	0	0	0	1	2	0	0	76	4,397	
鯖江市	25	291	14	39	3	4	55	2,569	0	0	0	0	6	14	0	4	3	22	1	4	107	2,947	
松岡町	0	0	3	6	0	0	51	1,274	0	0	0	0	4	11	0	0	0	0	0	0	58	1,291	
三国町	0	0	0	0	0	0	4	211	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	211	
芦原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	0	0	0	0	0	0	2	7	
金津町	1	1	6	32	0	0	10	315	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	348
丸岡町	0	0	2	6	0	0	153	1,633	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	156	1,641
春江町	0	0	0	0	0	0	87	2,507	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	88	2,511
今立町	0	0	2	2	0	0	28	732	0	0	0	0	1	1	0	0	2	13	0	0	33	748	
美浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	10
高浜町	1	3	3	14	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	18
合 計	148	820	135	654	10	52	627	19,138	2	4	23	33	57	172	1	17	15	205	4	9	1,022	21,104	

(注) 工場数欄において、1つの工場については、主要な特定施設の項1か所のみ計上した。

(資料：環境政策課)

表6-11 振動に係る市町村別特定建設作業届出状況

(平成14年度)

作業種類	1 項	2 項	3 項	4 項	合 計
	くい打機等 を使用する	鋼球を使用	舗装版破碎 して破壊す	ブレーカー 機を使用す	
市町村名	作 業	る 作 業	る 作 業	る 作 業	作 業
敦賀市	5	0	0	0	5
武生市	0	0	0	1	1
大野市	1	0	0	1	2
三国町	0	0	0	1	1
丸岡町	1	0	0	3	4
合 計	7	0	0	6	13

(資料：環境政策課)

表6-12 惡臭防止法に定める規制基準

悪臭物質の種類	規制基準	
	A区域	B区域
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

(注) A区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域および商業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

B区域：都市計画法に基づく用途地域のうち、おおむね、準工業地域および工業地域ならびにこれらの地域に準ずると考えられる地域。

表6-13 県公害防止条例に定める特定施設における悪臭の規制基準

規制基準：臭気指数 18

(注) 「臭気指数」とは、人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで気体の希釈をした場合に、次の式において算定される値

$$Y = 10 \cdot \log X$$

Y：臭気指数

X：人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで気体の希釈をしたときのその希釈の倍数

表6-14 福井県公害防止条例に基づく悪臭に係る特定施設届出状況 (平成15年3月31日現在)

施設種類	1 項		2 項		3 項		4 項		合 計	
	動物の飼養の用 に供するもの		けいふんの乾燥又は 焼却を行う工場に おいて用いるもの		死亡獣畜取扱場に おいて用いるもの		化製場において用いるもの			
市町村名	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数	工場数	施設数
福井市	31	119	0	0	0	0	1	4	32	123
敦賀市	22	41	0	0	0	0	1	1	23	42
武生市	20	53	2	2	0	0	0	0	22	55
大野市	10	28	0	0	0	0	0	0	10	28
勝山市	5	18	0	0	0	0	0	0	5	18
鯖江市	3	4	0	0	0	0	0	0	3	4
美山町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
三国町	22	114	0	0	0	0	0	0	22	114
芦原町	7	11	0	0	0	0	0	0	7	11
金津町	4	20	0	0	0	0	0	0	4	20
丸岡町	8	8	0	0	0	0	0	0	8	8
春江町	4	15	0	0	0	0	0	0	4	15
坂井町	14	25	0	0	0	0	1	1	15	26
今立町	2	2	0	0	0	0	0	0	2	2
池田町	3	11	0	0	0	0	0	0	3	11
南条町	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1
今庄町	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1
宮崎村	3	3	0	0	0	0	0	0	3	3
三方町	12	48	0	0	0	0	0	0	12	48
美浜町	12	13	0	0	0	0	0	0	12	13
大飯町	4	7	0	0	0	0	0	0	4	7
合 計	188	542	3	3	0	0	3	6	194	551

(資料:環境政策課)